

00819

11200

# 鳥取縣公報

## 告示

昭和二十二年四月十五日 火曜日

第千八百一號

本書ノ大キサ國定規格△判

三、この告示後物價廳長官又は知事が別の額の指定をし

たときはこの届出價格は失効する。

四、物價調整上必要あるときはこの物品の販賣につき制  
限もしくは禁止することがある。

くら館」の販賣價格の届出があつたのでこれを受理した。

昭和二十二年四月十五日

鳥取縣知事 吉田忠一

一、届出入住所、名稱及び氏名

西伯郡巖村蚊屋二二八

品名、支拂額、單位、最終販賣價格

さくら館 紙函入八五

三〇〇〇

◇鳥取縣告示第百四十八號  
價格等取締規則第二條の規定により「ネジ菓子」の販賣價格の届出があつたのでこれを受理した。

昭和二十二年四月十五日

鳥取縣知事 吉田忠一

一、届出入、住所、名稱、氏名

鳥取市二階町三丁目三〇

品名、支拂額、單位、最終販賣價格

鳥取縣莫子協同組合

理事長 寺崎助

助

00811

41800

鳥取縣公報 大正八年四月一日 昭和二年四月十五日 第二回

昭和二年四月十五日 第二回

(一) 品名 木床の葉子  
(二) 最終販賣價格 單位 100匁 三五圓〇〇

三、この告示後物價廳長官又は知事が別め額の指定をしたときはこの届出價格は失効する。  
四、物價調整上必要ありと認めたときはこの物品の販賣につき制限もしくは禁止する事がある。

昭和二年四月十五日  
鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可

印 刷 所 鳥 取 縣 印 刷 所

昭和二年四月十五日印刷

鳥取縣公報